

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管課	福祉保健部 こども子育て支援課
評価対象期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日

1 指定概要

施設概要	名称	大分県母子福祉センター	施設種別	社会福祉
	所在地	大分市大津町2丁目1番41号		
	設置目的	母子家庭及び寡婦に対し、生活相談に応じるとともに、その自立促進に関する事業等を行い、母子家庭等の生活の安定及び福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会		
	代表者名	理事長 高柳 美子		
	所在地	大分市大津町2丁目1番41号		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県母子福祉センターの設置及び管理に関する条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 ・センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ・センターの利用の受付及び案内に関する業務 ・センターの利用の許可に関する業務 ・センターの利用の促進に関する業務 ・その他県が必要と認める業務 			
料金制度	利用料金 ・ 使用料 ・ 該当なし			
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日(5年間)			

2 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 施設の設置目的の達成(有効性の向上)に関する取組み	50		38
(1)施設の設置目的の達成			
①計画に則って施設の管理運営(指定管理業務)が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか(目標を達成できたか)。	40	4	32
②施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。			
③複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。			
④施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。			
【評価の理由】			
○ 相談件数(一般相談と特別法律相談の計)は、昨年の200件(一般137件+特別63件)から449件(一般366件+特別83件)へと大幅に上昇した。これは、チラシ配布やホームページ更新などの取組により、より多くの方にセンターを知っていただいた結果である。			
○ また、平成23年度から指定管理者の担当者が替わり、これまで行政の相談業務経験が豊富な母子自立支援員が担当することとなり、きめ細かな対応ができた成果と考えられる。相談内容が多様化しており、関係機関との連携が必要なケースが増えているが、支援員のこれまでの経験が生かされていると思われる。			
○ とはいえ、ひとり親家庭にとって、センターの存在そのものの認知度が低く、さらなる周知に取組必要がある。また、相談に対し適切に対応するため、担当者の資質向上や関係機関との連携をいっそう深める必要がある。			
(2)利用者の満足度			
①利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。	10	3	6
②利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。			
③利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。			
④利用者への情報提供が十分になされたか。			
⑤その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。			

<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談に来られた方に対し、満足度をお聞きすることが難しく客観的に判断はできないが、相談件数が増えていることは、それなりの満足を得られていると考えられる。 ○ 貸館利用者を対象にアンケートを実施した結果、おおむね好評という評価を得ている。利用者が母子関係団体等に固定されている部分はあるものの、気持ちよく利用していただいていることは評価できる。 ○ アンケートの回収数が少ないので、今後はより多くの利用者にアンケート記入への協力が得られるよう、調査方法を工夫する必要がある。 			
2 効率性の向上等に関する取組み	25		21
<p>(1)経費の低減等</p> <p>①施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。</p> <p>②清掃、警備、設備の保守点検等の業務について再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。</p> <p>③経費の効果的・効率的な執行がなされたか。</p>	10	3	6
<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理業務については、県社会福祉協議会与委託契約することで、経費の削減を図っている。委託先である県社会福祉協議会も同一建物内の他施設の指定管理者であり、建物全体として経費の削減に努めている。 ○ また、日頃から建物の管理人が不要な照明や燃料使用がないよう全館を見回っており、建物全体として節電等を常にも実践している。また、センターの職員は事務室一カ所で事務を行っており、経費の削減につながっている。 			
<p>(2)収入の増加</p> <p>①収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。</p>	15	5	15
<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設使用料の収入状況は、2,044千円で前年度の1,567千円に比べて477千円、3割の増となっている。収入未済もなく、高く評価できる。ホームページの更新や、県社会福祉協議会への利用促進の依頼などのPR効果があったものと思われる。 			
3 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組み	25		15
<p>(1)施設の管理運営(指定管理業務)の実施状況</p> <p>①施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であったか。</p> <p>②職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか。</p> <p>③地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。</p>	15	3	9
<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談者の利便を考慮し、日曜日にも開館し業務を行っている。一方、相談数等業務量に応じ、最小限の人数で対応していることは評価できる。 ○ ただし、母子自立支援員が1名しかおらず、不在時には後日の対応となるケースがあるなど、充分とはいえない面がある。他に就労関係の専門員がいるものの少人数の組織であるため、組織内での研修の場がなく、相談への対応において内部で検証する体制に乏しい傾向にある。 ○ 母子福祉関係の会議や研修をできるだけセンターで実施するよう促しており、関係団体と密接な連携を図っている。 			
<p>(2)平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <p>①関係法令(地方自治法、労働関係法令、通則条例、設置条例等)が遵守されているか。</p> <p>②施設の利用者の個人情報保護するための対策が適切に実施されているか。</p> <p>③利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。</p> <p>④施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支の内容に不適切な点はないか。</p> <p>⑤管理物件の修繕や日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。</p> <p>⑥防犯、防災対策等の危機管理体制が適切であったか。</p> <p>⑦事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。</p>	10	3	6

【評価の理由】

- 特に相談業務におけるプライバシーの保護には細心の注意を払っており、関係機関との情報交換など、日頃から個人情報保護に努めている。
- 施設の利用受付に当たっては、施設設置条例及び関連規定等を遵守し、利用目的を確認し、公平・平等な取り扱いを確実にしている。
- 維持管理業務の再委託先である県社会福祉協議会と連携することで、安全の確保、防犯等の危機管理に努めている。

【選定委員の意見】

--

【総合評価】

合計得点(100点満点)	74	評価ランク(A~E)	C
--------------	----	------------	---

【評価の理由】

- 相談件数や使用料収入が大幅に増加したことは、指定管理者の管理運営業務全般が利用者に高く評価された結果であると考えられる。

【今後の対応】

- 今後は、組織体制を強化しながら、センターのいっそうのPRに力を入れ、ひとり親家庭にとり頼れる存在となってほしい。

【指定管理者評価部会の意見】

- 目標指標である相談件数の達成率が171%と、大幅に増えたことは評価できる。
- センターの存在の認知度を高めるよう、母子家庭はもちろんのこと、父子家庭の男性に対しても、さらなる周知・PRに取り組む必要がある。
- 23年度から相談業務経験豊富な母子自立支援員が担当者になったことでサービスの質が向上したとのことであるが、逆にその担当者がいなくなったときに質が落ちることのないよう、人材の育成、確保に留意する必要がある。
- 施設所管課の評価では、「施設利用料の未収がないことは高く評価できる」としているが、これは当然のことであることを十分に理解していただきたい。